

附帯メニュー定義書

平成30年12月1日

東日本ガス株式会社

1. はじめに

この附帯メニュー定義書（以下「本附帯定義書」といいます。）は、ガス小売供給約款（東日本ガス供給区域）（以下「小売約款」といいます。）に係る使用契約を締結し、ガスを使用中（開栓中）のお客様（以下「お客様」といいます。）を対象と致します。

また、本附帯定義書による割引は「プラスプラン」（以下「本割引」といいます。）と称します。

2. 用語の定義

本附帯定義書において使用する用語の定義は、次の通りと致します。

- (1) 「主契約」…お客様と当社との間で締結されているガス小売供給契約を言います。
- (2) 「ガス小売供給契約」…小売約款、一般料金契約、バリュー料金契約、多用途割引契約、ガス温水暖房契約、ガス暖房契約、家庭用セントラルヒーティング契約、家庭用コージェネレーション契約、家庭用空調契約、家庭用ガス暖房契約、家庭用高効率給湯器契約、小型空調契約、業務用空調契約、空調夏期契約、空調用 A 契約 2 種契約、時間帯 A 契約、時間帯 B 契約を言います。
- (3) 「戸建持家」…原則としてお客様のガスの契約における需要場所に居住する世帯が 1 世帯であり、居住する住宅がその世帯の所有である住宅を言います。
- (4) その他の用語については、小売約款の用語の通りと致します。

3. 本附帯定義書の変更及び廃止

- (1) 当社が附帯定義書の変更及び廃止を必要と判断した場合、本附帯定義書の変更及び廃止することがあります。変更の場合における本割引は変更後の本附帯定義書によります。
- (2) 本附帯定義書の変更及び廃止によりお客様または第三者が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、一般概念上お客様に著しく不利益があると判断される変更がなされる場合は、あらかじめ変更後の附帯メニュー定義書及び変更の効力発生日等を、一定期間当社のホームページに記載すること等でお知らせします。

4. 本割引に関する契約の成立

本割引に関する契約は当社がお客様との間に現に締結されているガス小売供給契約及び、お客様が契約している対象サービスの契約内容を確認し、お客様からの申込みを承諾した時に成立致します。ただし、主契約が成立していない場合は、主契約が成立した時に成立致します。

5. 料金の割引及び通知

- (1) 当社は「6. 本割引の適用条件及び割引プラン等」の（１）、（２）に基づき、別表第 1 により算定した金額を、主契約に基づき算定されたガス料金から割引致します。
- (2) 本割引は、原則として小売約款「1 2. （１）」の定例検針により算定された料金に対して適用します。
- (3) 当社は、（１）による割引金額を「ガスご使用量のお知らせ」に記載致します。
- (4) 「6. 本割引の適用条件及び割引プラン等」の（１）、（２）に基づき、別表第 1 により算定した金額が主契約に基づき算定されたガス料金を上回った場合は、割引金額をガス料金と同額と致します。

6. 本割引の適用条件及び割引プラン等

(1) 対象サービス毎の適用条件及び内容

当社は以下の各割引の条件を満たすお客様からの申込みを当社が承諾した場合に割引を適用します。

①電気セット割引

東京電力エナジーパートナー(株)の以下の料金プランをご契約いただいたお客様に適用致します。

対象となるプラン：プレミアムS、プレミアムL、スタンダードS、スタンダードL

②高使用量割引

家庭用でガスを継続使用されるお客様が以下の内容に該当した場合に適用致します。

ガス小売供給を開始した月を起算月とし、12か月目の月までの年間ガス使用量の合計が600m³以上のお客様は、年間ガス使用量の合計が600m³以上と確認された翌月以降のガス料金(税込)から一度割引きます。

③ガス器具購入割引

お客様が当社からガス器具(給湯器・ビルトインコンロ等)を購入する際に適用致します。

④アクアクララセット割引

アクアクララ(株)の宅配水の新たに申し込んだお客様に適用致します。

⑤ニチガス光割引

インターネット光回線「ニチガス光」をご契約いただいたお客様に適用致します。

⑥U-NEXT 割引

動画サービスU-NEXTに新たにお申込みいただいたお客様に適用致します。

⑦他社切替割引

戸建持家で燃料転換(LPガス、オール電化、灯油等)により新たに当社とご契約されたお客様に適用致します。なお、適用期間は5年間となります。

(2) 割引料金

割引金額は別表第1の通りと致します。

(3) 割引プランと適用可能契約

割引プランと適用可能な契約は別表第2の通りと致します。

7. 本割引適用条件等の確認

(1) 本割引の適用条件を満たさなくなった場合は、お客様は当社にただちにその旨を通知していただきます。

(2) 当社は(1)、「4. 本割引に関する契約の成立」「6. 本割引の適用条件及び割引プラン等」、その他当社が必要と判断した場合において、本割引の適用条件が満たされているかどうか確認し、お客様にご回答して頂きます。

8. 本割引の解約

(1) 主契約を解除された場合は、主契約の解除日を本割引の解約日と致します。

(2) 対象サービスの利用契約を解約された場合は、契約の解約日を本割引の解約日と致します。

- (3) お客様が(1)または(2)に該当しない事由により本割引を解約しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、その終了期日の1か月前までに当社に連絡していただきます。当社としては原則として、その終了期日の解約日と致します。
- (4) お客様に契約違反があった場合(「6. 本割引の適用条件及び割引プラン等」を満たさなくなった場合を含みます。)は当社の申し出により、本割引を解約できるものと致します。
- (5) (1)から(4)の場合においては、原則として、契約の解約日を含む検針分のガス料金において割引を致しません。
- (6) お客様の故意または過失により、「6. 本割引の適用条件及び割引プラン等」の適用条件を満たさずに本割引を受けていた場合、その期間の割引額の合計金額を申し受けることがあります。

9. その他

その他の事項については、小売約款を適用致します。

附 則

1. 実施の期日

本附帯定義書は、平成30年12月1日から実施します。

2. 本附帯定義書の揭示

当社は、本附帯定義書を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて揭示致します。本附帯定義書を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、本附帯定義書を変更する旨、変更後の附帯メニュー定義書の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. 高使用量割引の新たな起算の終了

平成30年12月を以て新たな起算を終了いたします。よって、ガス料金からの割引は平成31年12月を以て終了いたします。

別 表

(別表第1)

「プラスプラン」割引金額

プラン名	割引金額 (税込)
電気セット割引	月額 100 円
高使用量割引	以下の算式によって求められる金額。 割引額(上限 3,000 円) = 年間ガス使用量の合計 (m ³) × 3 円
ガス器具購入割引	ガス器具購入毎に 5,000 円
アクアクララセット割引	月額 300 円
ニチガス光割引	月額 300 円
U-NEXT 割引	月額 100 円
他社切替割引	月額 500 円

(別表第2)

「プラスプラン」と適用可能な契約

プラスプラン 契約種類	電気セ ット割 引	高使用 量割引	ガス器 具購入 割引	アクア クララ セット 割引	ニチガ ス光割 引	U-NEXT 割引	他社切 替割引
一般料金契約	×	×	×	○	○	○	○
バリュー料金契約	○	○	○	○	○	○	○
多用途割引契約	×	×	×	○	○	○	○
ガス温水暖房契約	×	×	×	○	○	○	○
ガス暖房契約	×	×	×	○	○	○	○
家庭用セントラルヒーティング 契約	×	×	×	○	○	○	○
家庭用コージェネレーション 契約	×	×	×	○	○	○	○
家庭用空調契約	×	×	×	○	○	○	○
家庭用ガス暖房契約	×	×	×	○	○	○	○
家庭用高効率給湯器 契約	×	×	×	○	○	○	○
小型空調契約	×	×	×	○	○	○	○
業務用空調契約	×	×	×	○	○	○	○
空調夏期契約	×	×	×	○	○	○	○
空調用 A 契約 2 種	×	×	×	○	○	○	○
時間帯 A 契約	×	×	×	○	○	○	○
時間帯 B 契約	×	×	×	○	○	○	○